

第1章 プランの基本的な考え方

1 プラン策定の趣旨

三重県では、これまで「最適生産・最適消費・廃棄ゼロ」を基調とした持続可能な資源循環型社会の構築をめざし、ごみの排出抑制、再使用、再生利用や広域処理システムの構築などに対処してきました。

この結果、アルミ缶やペットボトル、びん等の飲料容器、新聞紙、段ボールなどは、資源としての有効利用が進み、資源化率も向上し続けています。

しかし、県内の一人当たりのごみ排出量については、若干の増減はあるものの、10年前とほとんど同じレベルで推移しており、排出されたごみの80%は、焼却又は埋立という方法で処分されています。

この適正処分を中心とする現在のごみ処理システムは、温暖化ガスや有害物質の排出など環境に対する負荷や、資源の浪費、ごみの収集・運搬、処分に要する費用の確保といった大きな問題を抱えています。この状態がさらに続けば、地球温暖化の進行や資源の枯渇などの環境問題が深刻化するとともに、施設の更新に伴う膨大な費用負担、埋立処分場の残存容量のひっ迫といった事態を招き、システム自体が破綻しかねません。

こうしたことから、三重県は「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」が定着し、ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は最大限資源として有効利用される「ごみゼロ社会」の実現を目指すこととしました。

この「ごみゼロ社会」実現のためには、ごみに関わりのあるあらゆる個人・組織が、ごみをなくそうとする熱意、相互の連帯協力、実践における忍耐力を長期間維持しつつ、ごみ減量化の取組を継続していく必要があります。住民、企業、民間団体、市町村、県など多様な主体の連携・協働が不可欠です。そして、多様な主体が、一つの目標に向かって長期間協働していくためには、地域社会のあるべき姿や明確な理念、取組の方向性等を共有しながら、計画的に取り組むことがとても大切となってきます。

このため、住民、事業者、市町村等との協働のもとに、「ごみゼロ社会」実現に向けた長期的なビジョンを示す「ごみゼロ社会実現プラン」（以下「ごみゼロプラン」という。）を策定することとしました。

2 プランの位置付けと性格

ごみゼロプランは、三重県において「ごみゼロ社会」を実現するため、概ね20年先の将来を見据えて、住民、事業者、行政など地域の各主体が、自らの行動の変革に継続的に取り組むべく、目指すべき具体的な将来像とその達成に向けた道筋を示す長期の計画です。

また、ごみゼロプランは、法律等に基づき定める計画ではなく、県が平成15年11月25日に公表した「ごみゼロ社会実現に向けた基本方針」に基づく任意の計画であり、住民、事業者、市町村等の幅広い参画のもとに策定したものです。

県は、ごみゼロプランにおいて、説明責任を負うとともに、自ら講じるべき施策について主体的に取り組むなど、ごみゼロ社会の実現に向け率先してその役割を果たすことに努めます。

住民、事業者、市町村等は、その自発的、主体的な意思決定により、ごみゼロプランを自らの行動の指針とし、それぞれの活動（生活、事業、行政）においてごみ減量化の取組を実践していきます。

3 関連する主な行政計画

ごみゼロプランと特に関連の深い行政計画として、以下のものがあります。

(1) 三重県環境基本計画

三重県環境基本条例に基づく法定計画であり、ごみゼロプランの上位計画です。

【位置付け】 三重県の環境保全に関する取組の基本方向を示すマスタープラン。

【性格】 三重県が主体となって施策を展開し、県自らが率先して環境保全に努めることを明らかにした行政計画。また、県民、事業者や市町村を計画の推進主体として位置づけ、各主体に期待される役割と実践すべき取組の方向を示している。

【目標年度】 2010(平成22)年度（平成16年6月策定）

【基本目標】

I 『環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築』

対象:資源循環、地球温暖化、大気環境、水環境、化学物質対策

II 『人と自然が共にある環境の保全』

対象:多様な自然環境、生物の多様性、自然とのふれあい、森林や農地等の環境保全

III 『やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造』

対象:身近な自然環境(緑、水辺・海辺、野生動植物の生息地等)、景観、歴史的・文化的環境

IV 『自主・協働による環境保全活動の促進』

対象:環境経営、環境教育・学習、地域での環境保全活動、国際的な環境保全協力・貢献

(2) 三重県廃棄物処理計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく法定計画であり、ごみゼロプランと重なる部分があります。

【位置付け】 三重県内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画。

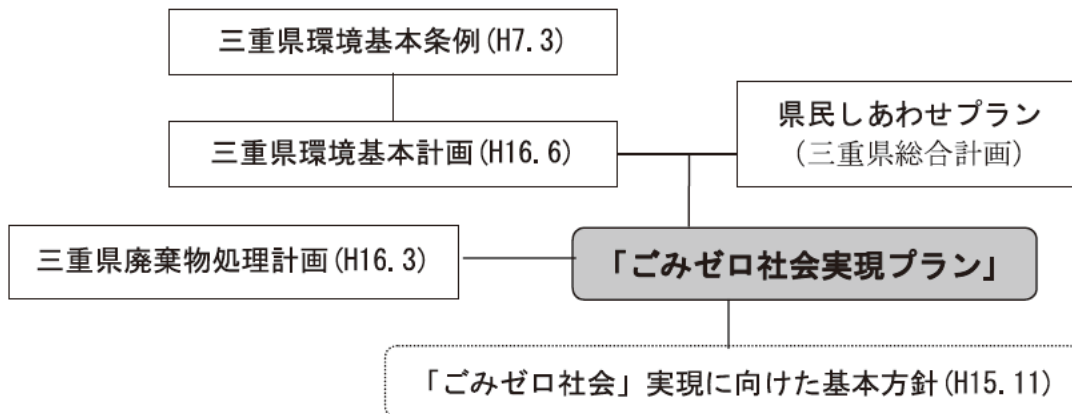
【性格】 廃棄物の排出抑制、再生利用など減量化を促進し、また、その適正な処理体制を整備して不適正な処理を防止することにより循環型社会を構築するとともに、社会経済情勢の変化に適切に対応し、県民の生活環境の保全と県内産業の健全な発展を確保する必要があることから、県民、事業者、行政が、主体的にあるいは連携、協働して取組を進めるための行動指針として策定。

【目標年度】 2010(平成22)年度（平成16年3月策定）

【基本目標】 1. 環境経営の推進による社会基盤の充実
2. 持続可能な資源循環の実現
3. 安全・安心な廃棄物処理の確立

【ごみゼロプランとの整合】 プランの内容や事業計画が明らかになった段階で、本計画の全面的な見直しを行う。

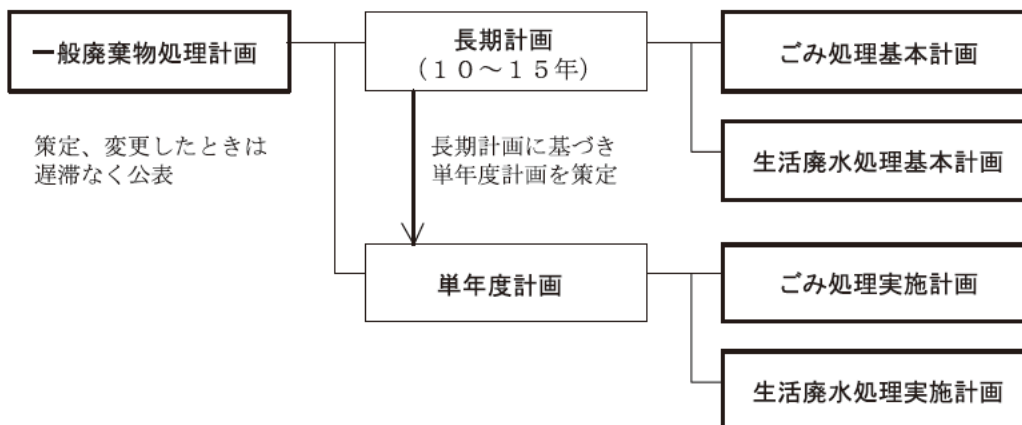
【ごみゼロプランと関連する主な県の計画】



(3) 市町村の一般廃棄物処理計画

廃棄物処理法に基づく法定計画であり、ごみ処理基本計画はごみの減量化を目指すという点でごみゼロプランの市町村版とも言えます。

【位置付け】 長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画。ごみに関する計画と生活排水に関する計画から構成される。



【共通計画事項】

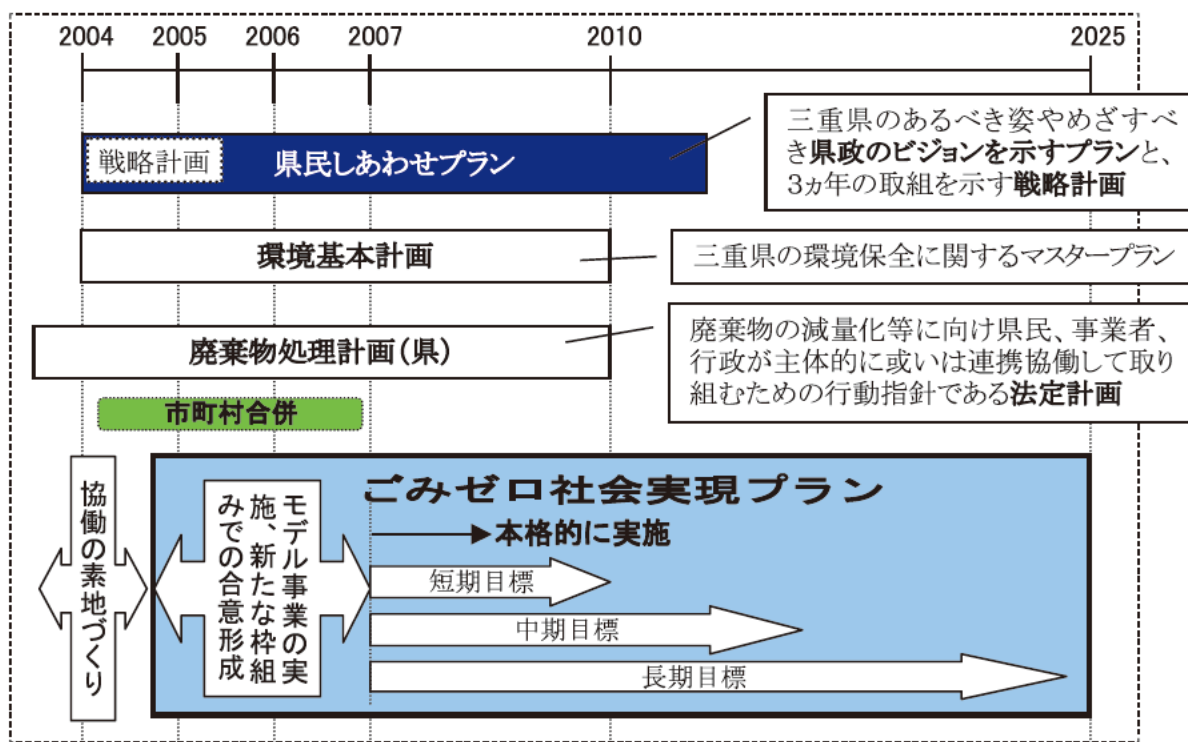
- 基本方針：廃棄物処理をめぐる社会経済情勢や地域の開発計画、住民の要望等を踏まえて、当該市町村における一般廃棄物処理の基本方針を明示。
- 目標年次：当該計画の目標年次は原則として計画策定時より10～15年後程度。
- 排出状況：目標年次における一般廃棄物の排出量及び質の種類別推計。
- 処理主体：目標年次における一般廃棄物の種類別、処理の区分別処理主体。
- 処理計画：基本方針に沿って、目標年次におけるごみの種類別、処理主体別に整合を図り定めること。計画実現のための施策もごみの種類別に明示。

4 プランの基本事項

(1) 計画期間：2005～2025年度（平成17～37年度）

「ごみゼロ社会」の実現に向けては、個人や一事業者の意識・価値観・行動の転換だけでなく、コミュニティや産業界も含めた社会全体の構造の改革をも視野に入れ、長期的な展望のもとに取り組んでいく必要があることから、ごみゼロプランの計画期間は2025年度（目標年度）までとします。

なお、関連する県の計画については、このプランの進捗状況を踏まえ改訂時には見直していく必要があります。



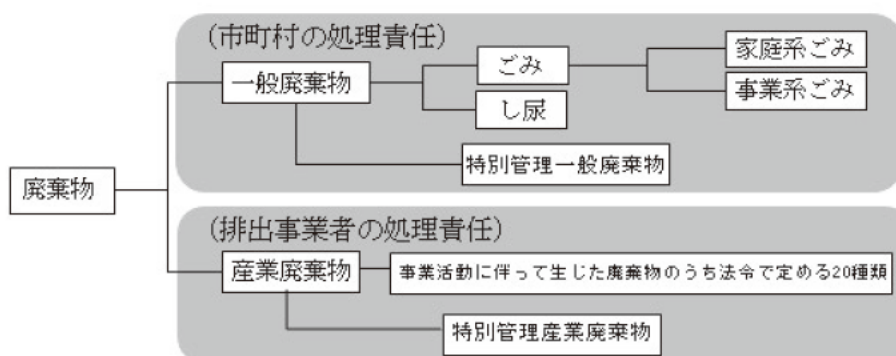
(2) 取組対象：家庭系ごみ及び事業系ごみ（一般廃棄物）

ごみゼロプランの対象とする「ごみ」は、一般廃棄物としての家庭系ごみ及び事業系ごみです。

【参考：廃棄物の区分】

廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区別されています。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律で定められた20種類のをいいます。一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物を指し、主に家庭から発生する家庭ごみとオフィスや飲食店から発生する事業系ごみと、し尿に分類されます。

また、廃棄物の中で、爆発性、毒性、感染性、その他人の健康や生活環境に係る被害を生じる恐れがあるものを「特別管理一般廃棄物」又は「特別管理産業廃棄物」と分類しています。



(3) 推進主体：県、市町村及び県民

ごみの減量化については、ごみの発生から処分までの各段階で、各主体の責任の重さ、役割の大きさは異なり、また、同じ発生抑制の取組にしてもごみ減量化の手法（施策、事業の内容）により各主体の位置づけもさまざまですが、大切なことは、それぞれが果たすべき役割をきちんと認識し、目標とプロセスを共有しながら一体となって取り組んでいくことです。

県民とは…（「県民しあわせプラン」より）

一人ひとりの個人をはじめ、NPO、ボランティア、自治会等地域の団体、企業（事業者）など、“しあわせ創造県”に取り組む多様な主体の総称

なお、市町村については、法律に基づき一般廃棄物を適切に処理する立場にあり、ごみゼロプランの推進における役割が非常に大きいことや、県と市町村の計画の整合を図る必要があることなどがありますので、ごみゼロプランに準じて市町村の一般廃棄物処理基本計画を策定・改定し、地域の特性、実情等に応じて取組を推進することが求められます。

(4) 県の役割について

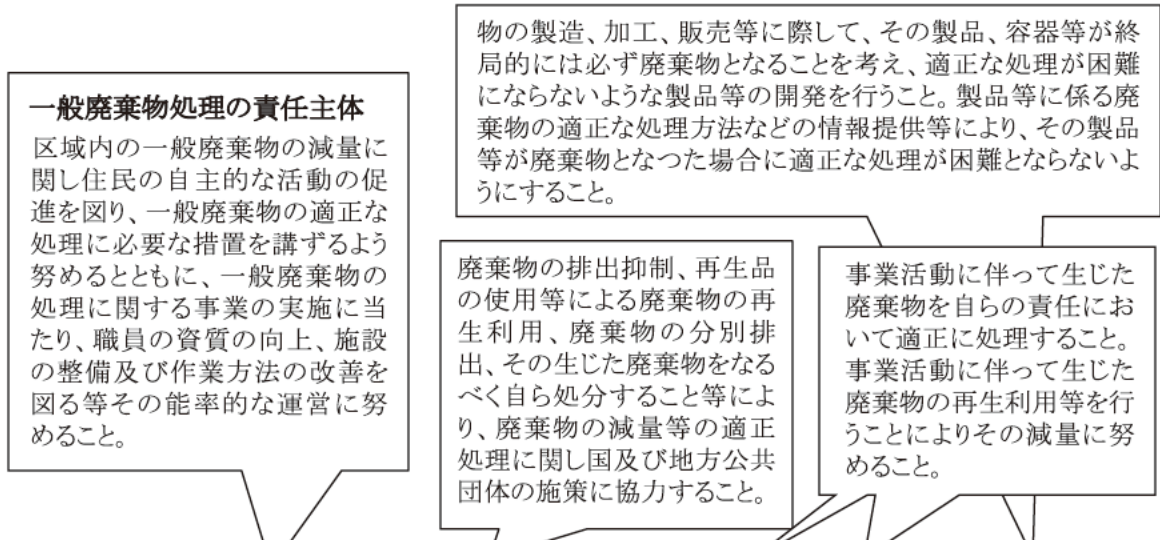
ごみゼロプランの推進にあたり県は、住民や事業者ではできないことや非効率になってしまうことで、市町村境を越える広域的な課題への対処や、市町村規模では財政的若しくは制度的に困難な、又は、非効率な取組、さらには、多様な主体が参画するプロジェクトなどに関して、市町村等に対する情報提供や財政支援等のサポート、事業のコーディネート、仕組みの提案などを行います。

また、上記のような役割の中で県は、リーダーシップを発揮し、広域的な見地からのマネジメント、国や産業界との連携による取組など県レベルでの活動を積極的に推進していくとともに、自ら講じるべき施策について主体的に取り組んでいきます。

【役割分担のイメージ】

ごみの発生から処分までの各段階において、各主体がそれぞれの役割を認識しながら連携・協働していく必要があります。下図は、市町村と県民の役割分担のイメージです。また、吹き出し□の中には、「廃棄物処理法」に定められた一般廃棄物に関する各主体の責務です。国及び県については、以下のとおりです。

- ・ 都道府県は、市町村に対し、その責務が十分に果たされるよう必要な技術的援助を与えること。
- ・ 国は、廃棄物に関する情報の収集・整理・活用や廃棄物処理に関する技術開発の推進を図り、国内の廃棄物の適正処理に支障が生じないよう適切な措置を講ずるとともに、市町村、県に対し、その責務が十分に果たされるよう必要な技術的・財政的援助や広域的な調整を行うこと。



	市町村	住民 (排出者)	自治会・NPO等 民間団体(公益 的事業の主体)	事業者 (排出者)	事業者 (生産・販売者)
発生抑制	○	○ 物の長期使用、過剰消費抑制	○	○ 物の長期使用	◎ 製品の長寿命化、容器包装の削減
排出抑制	◎ 集団回収、生ごみ堆肥化等住民活動支援、有料化等インセンティブ付与	◎ 集団回収協力、生ごみ堆肥化、フリマ・リサイクルショップ活用(売却)	◎ 集団回収・生ごみ堆肥化・フリマ・リサイクル等非営利事業実施	◎ 生ごみ堆肥化、資源ごみの分別徹底による再資源化	◎ 廃家電製品引き取り、資源ごみ店頭回収売却
再使用	○	◎ フリマ・リサイクルショップ活用(購入)、リターナブル容器利用	○ リターナブル容器普及システム運営	◎ リターナブル容器利用	○ リターナブル容器生産・販売
再生利用	◎ 再資源化に適した分別収集	◎ 分別徹底、再生利用品購入・使用	○ 再資源化システム運営支援	◎ 分別徹底、再生利用品購入・使用	◎ 再生利用に適した製品開発・生産、再生資源優先利用、再商品化費用負担
適正処分	◎			○	○
普及啓発	◎ 分別収集方法・コスト等ごみ行政に関する情報提供	○ 子どもたちへの教育、相互啓発	◎ 環境学習の機会提供、人材育成	○ 従業員への啓発	○

※ 注1) 法的な責務や取組の効果、社会的な影響などの度合いから、より中心的な役割を担うと思われる主体を◎で示しました。また、具体的な取組内容は例示です。

注2) 「自治会、NPO等民間団体」とは、自治会・子供会・PTA等の地縁型団体や地域の特定課題の解決に取り組む団体などの“地域団体”、各種市民活動団体、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉協議会、財団などを含んでおり、広く民間非営利の団体を意味する。